

令和4年2月市議会総務委員会資料

第38号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

目次

条例改正の概要	1～3 ページ
条例の新旧対照表	4 ページ

総 務 部

令和4年2月

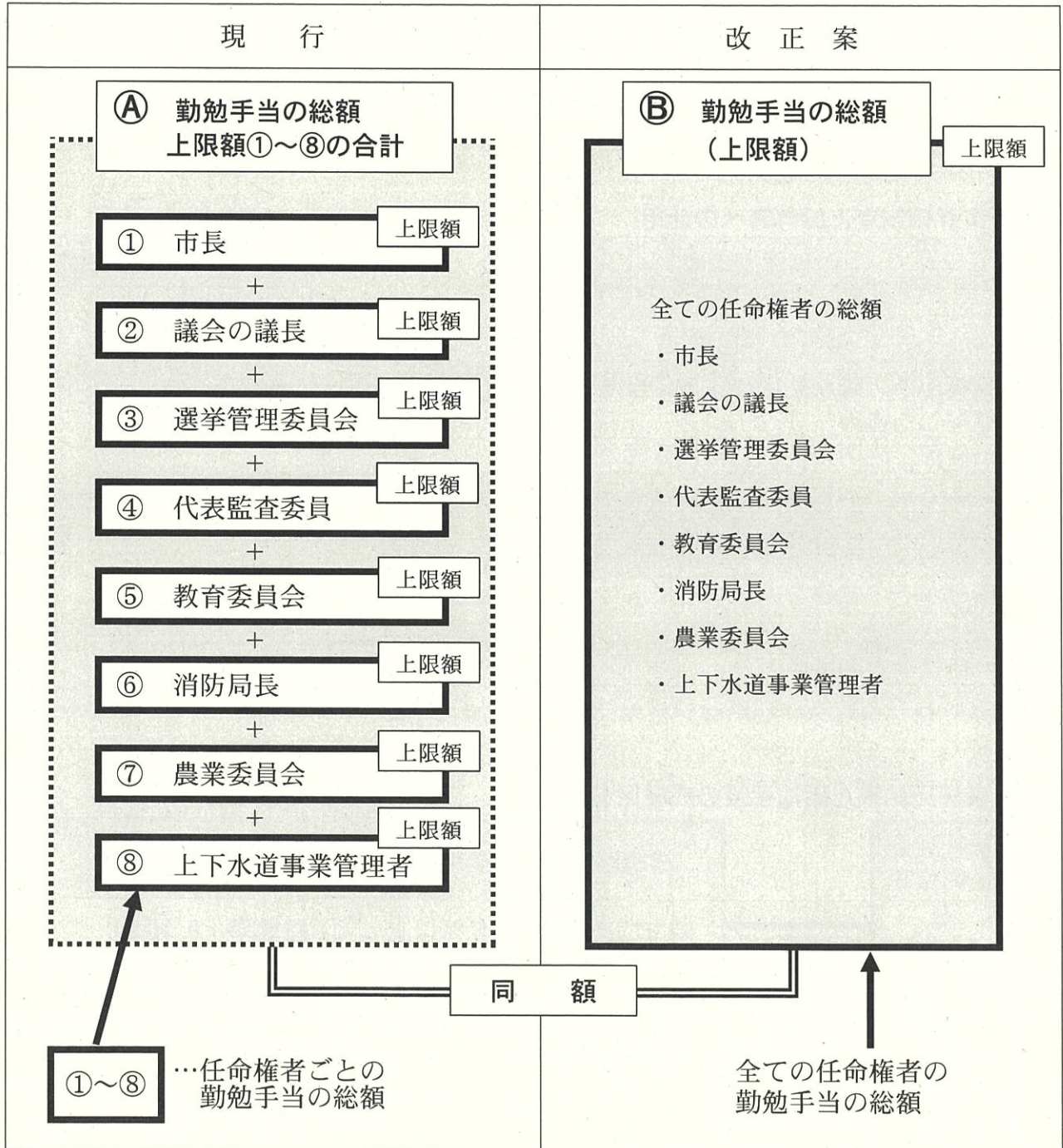
一般職の職員の給与に関する条例の改正の概要

1 改正の理由

本市の職員に係る人事評価の結果を勤勉手当に活用することに伴い、任命権者がその所属する職員に支給できる同手当の総額の上限額の枠組みを見直そうとするもの。

2 改正の内容

勤勉手当の総額の上限を任命権者ごとの総額から、全ての任命権者の総額に改めようとするもの。



3 施行日

公布の日

参 考 人事評価制度について

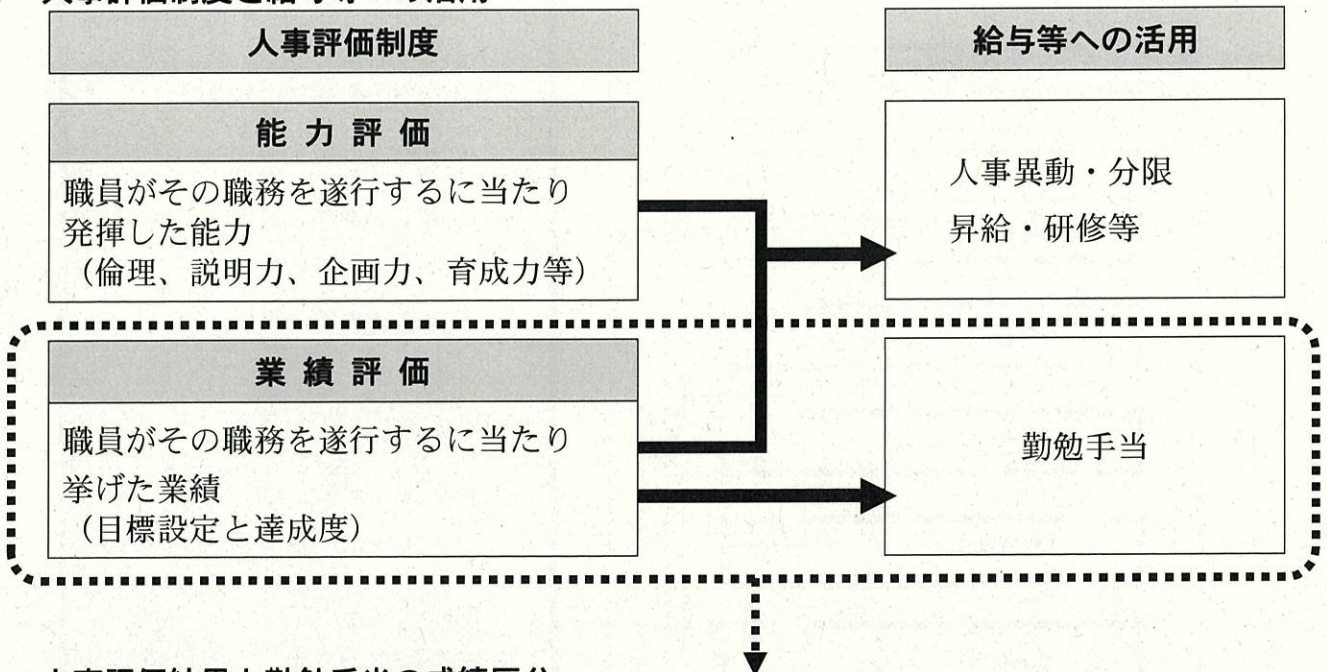
1 人事評価の導入及び目的

地方公務員法により、人事評価は「任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価」として明確に定義され、公務においても能力・実績に基づく人事管理の徹底が求められている。

《目的》

- (1) 人材育成
職員の強み・弱みを把握して能力開発を促進する。
- (2) 組織力の向上
職員の意欲を高め、組織全体の士気高揚を図り活力ある職場風土をつくることにより事務効率を向上させ、市政全体の成果向上を目指す。
- (3) 能力・実績に基づく人事管理（任用、給与、分限その他）の推進
職員個々の能力・適性や実績等を的確に把握し、適材適所の人員配置やメリハリのある給与処遇を実現する。

2 人事評価制度と給与等への活用



3 人事評価結果と勤勉手当の成績区分

業績評価 全体標語	成績区分	適用割合	成績率
S (上位)	特に優秀	5%以上	① 基準率+0.10
A (上位)	優 秀	25%以上	② 基準率+0.05
B (中位)	良好 (標準)	—	③ 基準率
C (下位)	良好でない	—	④ 基準率-0.05
D (下位)		—	⑤ 欠勤、休職及び45日を超える病気休暇期間がある者の成績率と同じ

Additional notes from the diagram: '枠超過' (exceeds limit) is indicated for S, A, and B grades.

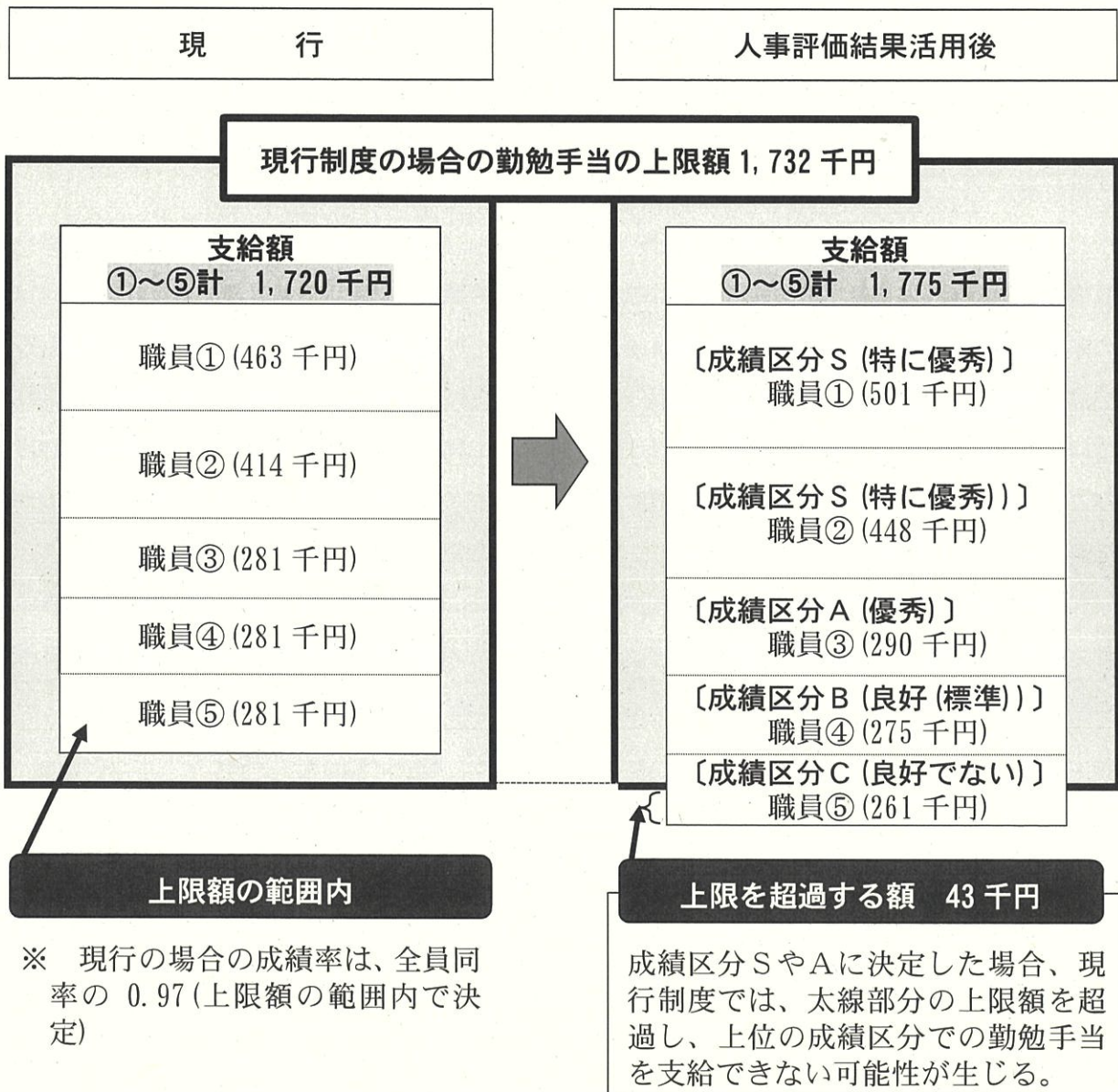
4 人事評価結果の活用により現行の勤勉手当の総額の総額を超過する場合の例

<勤勉手当の算定方法>

勤勉手当上限額の算定方法	《所属する職員の総額》 (給料の月額+地域手当+扶養手当)+役職加算額× <u>条例に定める割合</u> ※ (※正規職員の条例に定める割合：0.95)
勤勉手当支給額の算定方法	《勤勉手当上限額の範囲内で支給》 (給料の月額+地域手当) + 役職加算額× <u>成績率</u> ※ (※現行の成績率：0.485～約0.97) (※人事評価結果活用後の成績率：0.485～1.05)

※条例に定める割合及び成績率は、令和3年度から改定がないものとした場合の率

<所属する職員が少数である場合の例>



一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の5 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、<u>その者に所属する次の各号に掲げる職員</u>の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の5 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、<u>全ての任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員</u>の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>